

氏 名	あさ き よう すけ 浅 木 洋 祐
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 260 号
学位授与の日付	平 成 18 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	経 済 学 研 究 科 経 済 動 態 分 析 専 攻
学 位 論 文 題 目	拡大生産者責任の理論的・実証的分析 ——自動車リサイクル問題を素材に——

論文調査委員	(主 査) 教 授 植 田 和 弘	教 授 塚 谷 恒 雄	助教授 諸 富 徹
--------	----------------------	-------------	-----------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、大量廃棄社会から循環型社会への転換を推進する廃棄物政策原理である拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility, 以下 EPR）について、使用済自動車を対象に、理論的・実証的な分析・評価を行なった意欲的な労作であり、以下に示す7つの章から構成されている。

第1章では、EPR の概念と、それを使用済自動車の処理・リサイクル問題に適用した場合の、理論と実証の両面にわたる論点が概観される。EPR の定義、政策手法、責任配分、経済理論上の位置付け、汚染者負担原則（Polluter Pays Principle, 以下 PPP）との関係性など、特に重視されるべき論点が取り上げられ、これまでの議論の到達点が整理されるとともに、本論文において解明されるべき課題が提示される。使用済自動車が民間部門によって処理される廃棄物であるという特徴をふまえた EPR の適用可能性、分断型社会論による分析の有効性、リサイクル市場の不完全性と不法投棄問題など、EPR 政策に関連する理論的・実証的課題が抽出される。

第2章では、使用済自動車問題の事例分析を通して、EPR の経済理論が検討される。EPR をデポジット制度や UCTS（Upstream Combined Tax/Subsidy）あるいは制度的政策として捉える先行研究が批判的に吟味されるとともに、制度的政策としての EPR の有効性が、政策の実施可能性や製品設計段階からの環境配慮設計の推進などの視点から分析される。その結果、EPR は、これまでその能力を行使してこなかった生産者に回収やリサイクルの責任を課すことによって、廃棄物処理制度の枠組みそのものを再編成し、大量廃棄社会の構造を改革する政策原理であると規定される。さらに、従来指摘されてきた政府の失敗と市場の失敗という廃棄物問題に関する二つの主要な原因を、同時に克服する可能性が EPR にあることが示唆される。

第3章では、EPR と PPP の関係性が検討される。EPR における生産者と PPP における汚染者の政策・理論上の関係性と、EPR と PPP がともに外部不経済の内部化論を目指す政策概念であるのか否かがまず検討される。廃棄物処理をめぐる公共財論、分断型社会論、さらに OECD の議論などを批判的に吟味し、法経済学的な側面を踏まえつつ分析を行った結果、二つの論点に限れば、EPR と PPP は政策概念上共通性があることが明らかにされる。一方で EPR は、PPP が念頭においていなかった製品連鎖全体を制御の対象とする概念であること、さらに PPP では強調されていない物理的責任が重視されていることなど、両者の相違点もあわせて明らかにされる。

第4章は、使用済自動車の処理・リサイクル問題に対する公共政策史が概観されるとともに、関連資料収集や業界関係者へのヒアリングを通じた実態把握に基づいて、政策分析が行われる。分析の対象として取り上げられるのは、自動車における大量廃棄社会が形成された高度成長期から、その大量廃棄社会の問題点が顕在化した1990年の豊島事件に至る時期である。同問題に対しては、廃棄物処理法に基づく廃棄段階への直接規制が課されるとともに、生産者、流通業者、消費者、処理・リサイクル業者への強制力を伴わない自主的な役割分担が提唱されたが、これらの政策は有効ではないことが示される。その上で、処理・リサイクルの責任を再配分するために廃棄物処理制度の枠組みそのものを見直す施策の必要性が指摘され、

その課題に応えるために導入されたのがEPRであったと解釈される。

第5章では、2002年に制定された自動車リサイクル法の制度設計が、EPRの視点から分析され、その環境効果や効率性が評価される。同法の制定背景などが検討され、同法の制定にEU指令や豊島事件の影響があったことが確認されるとともに、使用済自動車の処理・リサイクル市場における逆有償問題の解決に制定の目的があったことが指摘される。さらに2001年に発効したEU指令との比較分析を行い、日本の法制度では生産者の責任を小さく設定されていることが明らかにされ、そのために逆有償の回避だけでなく、製品設計段階での環境配慮設計などのEPR本来の目的が達成困難になる危険性があることが指摘される。これらの危険性や問題点を解決するためには、生産者の能力をより行使させるようその責任をより拡大させることが求められると主張される。

第6章では、輸入車と大型トラックを扱う解体業者の実態が分析される。これまで把握されてこなかったこれらの業者に対してヒアリングとアンケート調査を行い、一般的な乗用車を対象とする解体業者との比較分析を行なっている。その結果、少量解体、中古部品販売に特化した事業形態が検出された。また、これらの業者に影響を与えると考えられる自動車NOx・PM法と自動車リサイクル法が分析される。排出ガス規制である自動車NOx・PM法が、廃車の増大をもたらすといういわゆる環境問題のシフトを引き起こす危険性があり、このような問題に対する総合的で予見的・予防的政策が求められていると指摘される。他方で、大型トラックの取り扱いが、最も処理困難とされる架装物を法の適用対象としていないことから、現状の処理・リサイクル問題の解決に加えて製品設計段階の環境配慮などのEPR本来の目的も達成されない危険性が自動車リサイクル法にはあると評価される。

第7章では、循環型社会の形成に向けての不可避の課題とされる使用済自動車の不法投棄問題の実態と原因が分析される。同問題に関する信頼できる統計が存在しないことをふまえて、関西圏の地方自治体にアンケートとヒアリング調査を行い、関西2府4県のみで約8000台、全国推計で約8万台の不法投棄車両が発生していることが明らかにされる。さらに、地方自治体による防止策とその限界や、使用済自動車の発生メカニズムなどが分析され、現行の自動車リサイクル法の制度設計では不法投棄を防止するインセンティブ機能が働いていないことが明らかにされる。EPR政策によるデポジット制度導入の有効性が主張され、結論とされる。

論文審査の結果の要旨

循環型社会づくりは日本をはじめ世界各国でそのための基本法が制定されており公共政策上の目標と位置づけられている。しかし、循環型社会に関する経済学や政策論分野の研究蓄積がまだ十分でないこともあって、また政策目標がめまぐるしく変化・多次元化したこととも連動して、その実現のための手段や方法は整理されないまま個別的に新規の政策が導入されている状況にあった。これに対して拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility, 以下EPR)が大量廃棄社会から循環型社会への転換を推進する廃棄物政策原理であると考え、著者は、EPR政策に関して丹念な一次資料の収集と地道な実態調査を基に理論と実証の両面から総合的・体系的な研究を行い、その経済学的理解と適用原理を解明し、今後の研究における共通の基礎となる成果をあげた。このことは本論文の基本的な特徴であり、貴重な学術的貢献として評価できる。

研究の成果として評価する点は、以下のとおりである。

第1に、公式統計では十分調査・把握されていないいわゆる静脈産業や不法投棄問題に関する実態調査を行い、さまざまな廃棄物政策の効果や限界を言えば現場で観察・記録することに成功したことである。さらに、直接廃棄物を扱っているのではないがリサイクル水準に大きな影響を及ぼす法制度があることを、そして制度上働いているインセンティブ構造の実態を明らかにしたことである。従来信頼できる統計がなく不明であった使用済自動車の廃棄と処理の過程の実態を明らかにしたことはファクト・ファインディングそのものとして貴重であるだけでなく、公共政策上の情報的基礎の確立を促すものとしても高く評価できる。

第2に、EPRの理論的政策的内容について、汚染者負担原則(Polluter Pays Principle, 以下PPP)との対比において、その共通点と相違点を明確にすることでその理念上政策上の特徴を抽出したことである。PPPの単なる適用ではなくEPRという独自の政策理念が編み出された理由の一端を明らかにしたことはそれ自体として貴重な学術的貢献であるが、加えて廃棄物政策を体系化する上での基礎的知見を確立した学術的功績は大きく、高く評価できる。

第3に、自動車リサイクル法の日本的特徴をEU指令との比較分析を通じて明らかにし、生産者の責任を限定的に設定した自動車リサイクル法の制度設計では、製品設計段階での環境配慮設計などの達成が困難になることを論証したことである。このことは、生産者の能力をより行使させるために生産者の責任をより拡大させるべきだという著者の主張の論拠になるとともに、環境効果だけでなく効率性や公平性の観点からもEPRの制度設計の重要性を示唆するものとして興味深い。

第4に、EPRの廃棄物政策上の位置と役割を、デポジット制度や課税・補助金等他の政策手段と比較することを通じて検討し、その目標設定のあり方、効率性と公平性を評価基準にして明らかにしたことに加えて、EPRは大量廃棄社会の構造を改革するべく廃棄物・リサイクルに関する責任を再配分することで廃棄物処理システムの枠組みそのものを再編成する政策原理であると規定したことである。EPRは従来制度的政策と呼ばれてきたが、それに内容的実態を与えることになるとともに、廃棄物政策手段の相互関係を体系的に理解していく上での大きく寄与する学術的成果であり、評価できる。

同時に、本論文にも今後の研究の発展にも待つべき、いくつかの論点や課題が残されている。まずEPRの経済学的根拠が必ずしも明確になっていないことである。また、EPRを責任の再配分に基づく廃棄物政策と位置づけるならば、廃棄物に対する異なる責任体系の下でのリサイクルシステムの環境効果や効率性に関する比較研究も必要であろう。費用負担の公平性からみたEPRにおける費用負担システムの評価も残された大きな課題である。

しかしながら、これらの課題は、著者が徹底して追求した事例研究の蓄積とそこで得られた諸結果、それによってもたらされた貴重な学術的貢献を何ら損なうものではない。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。尚、平成18年2月10日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。